

第
4984
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 5月19日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成25年7月から9月の裁決事例

Q：平成25年7月から9月の裁決事例が公表されたそうですが、どんなものがありましたか？

A：国税通則法関係6件、所得税法関係6件、法人税法関係3件、相続税法関係4件、国税徴収法関係2件の全21件が公表されました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成25年7月から9月の裁決事例が公表されました。

主なものには、次のようなものがあります。

[法人税関係]

◎未経過固定資産税等相当額は譲受資産に係る購入対価を構成するものとして固定資産の取得価額に算入すべきであるとした事例

請求人は、不動産を譲り受けた際に譲渡人に支払った未経過固定資産税等相当額は、固定資産税等そのものであり租税公課であるから不動産の取得価額に含まれない旨主張する。しかしながら、請求人が支払った未経過固定資産税等相当額は、租税公課としての負担ではなく、あくまでも売買の取引条件として負担したものであることから、請求人にとっては、譲受けに係る資産の購入の代価の一部として支払ったものであり、固定資産である本件建物及び本件土地の取得価額に含まれるとするのが相当であるとして、請求人の主張を棄却しました。

